



安全運転管理者制度について

安全運転管理者制度とは

道路交通法では、安全運転・運行に必要な指導・業務を行わせるために、一定数の自動車を使用する使用者は、使用の本拠ごとに安全運転管理者・副安全運転管理者を選任することが義務付けられています（道路交通法第74条の3第1項、第4項）。

選任は「自動車の使用の本拠」ごとに必要です！

（※自動車の使用の本拠とは…自動車の使用者が、自動車を使用して活動する拠点のこと）

●安全運転管理者の選任を必要とする自動車の台数●

- ・乗車定員が11人以上の自動車⇒1台以上
- ・その他の自動車 ⇒5台以上



※大型・普通自動二輪車は、1台をそれぞれ「自動車0.5台分」として計算。

●副安全運転管理者の選任を必要とする自動車の台数●

- ・自動車20台以上40台未満＝副安全運転管理者を1人以上選任

自動車の台数	副安全運転管理者数
19台まで	0人
20台～39台	1人
40台～59台	2人
60台～79台	3人
80台～99台	4人

※40台以上は20台ごとに1人を加える。

安全運転管理者の選任・変更等をお忘れの場合は、早期の届出をお願いします。

また既に届出されている内容に変更等がないかご確認を！

※未選任事業所に関する情報がありましたら、警察までご連絡ください。



★届出に関し不明な点があれば、警察本部交通企画課または警察署交通課にお問合せ下さい。

★届出書は各警察署交通課で交付しているほか、石川県警察ウェブサイトからもダウンロード出来ます。

（運転記録証明の申請書は各警察署又は交番等で交付しています。）

★安全運転管理者等の選任・解任・変更後15日以内に自動車の使用本拠の位置を管轄する警察署へ届出書を提出して下さい。

秋の全国交通安全運動が実施されます！



期間：9月21日（火）～9月30日（木） 9月30日は「交通事故死ゼロを目指す日」

ツイッターを運用しています。フォローお願いします！【石川県警察交通安全情報@IP_koutuu_anzen】



【いぬわし君の交通安全 Journal】

- ◇ 毎月1日、15日（土・日・祝の場合、翌平日）に新情報を配信します。
- ◇ 県警のウェブサイトにも掲載しています。

www2.police.pref.ishikawa.lg.jp/

【交通安全ほっとストーリー】

投稿フォームはこちら



www2.police.pref.ishikawa.lg.jp/inquiry/inquiry09/

